

重要事項説明書（医療保険）

1. 事業所概要

事業所の名称	医療法人泰玄会 訪問看護ステーションみなみ
事業所の所在地	一宮市上祖父江字小稲葉1番地
電話番号	0586-67-3736
ファックス番号	0586-67-3738

2. 運営方針

- (1) 訪問看護の提供にあたり、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 事業の運営にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

3. 事業所の職員体制

- (1) 管理者 1名（看護師と兼務）
- (2) 看護職員等
保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上（常勤換算）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（12月31日～1月3日を除く）
営業時間	8：30～17：00 ※ 電話等により24時間対応

5. 通常の事業の実施地域

実施地域	一宮市上祖父江、西中野、東加賀野井、明地、蓮池、玉野、稲沢市祖父江町祖父江、祖父江町山崎の区域とします。 ※ 上記以外の地域でもご遠慮なく相談ください
------	--

6. サービス内容

- (1) 病状等の観察
- (2) 日常生活の看護（身体の清拭・洗髪等による清潔の保持）
- (3) 床ずれの予防・処置

- (4) リハビリテーション
- (5) 認知症の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の管理（膀胱留置カテーテルなどの管理）
- (8) 人工呼吸器・在宅酸素・経管栄養などの医療的ケア
- (9) ターミナルケア
- (10) 介護者・育児者の精神的他ケア
- (11) 発達に応じた育児支援
- (12) 育児指導
- (13) 母乳育児（授乳介助など）

7. 利用料金の支払い方法

利用料金は月ごとの精算とし、月初めの訪問の際に前月分の請求書をお渡します。お支払いは、毎月 27 日（金融機関が休みの場合は翌営業日）にご指定の口座から「引き落とし」させていただくか、サービス利用の際に現金でお支払い下さい。

8. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの中止をする場合は、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。
連絡先 0586-67-3736
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、できるだけサービスを利用する日の前々日までにご連絡下さい。前日、当日のキャンセルは、次のキャンセル料金を申し受けることとなりますので、ご了承下さい。
- (3) 利用者の容態の急変など、緊急時やむを得ない事情のある場合には、キャンセル料はかかりません。

キャンセル料	
サービス利用時の前日まで	利用者負担金の 50%
サービス利用日	利用者負担金の 100%

9. 苦情の受付及び解決するための処理体制・手順

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口 管理者 小川絵麻
 受付時間 営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時
 電話番号 0586-67-3736
 FAX 番号 0586-67-3738

(2) 苦情を解決するための処理体制及び手順

- ・管理者は速やかに苦情内容の事実確認を行う。

- ・具体的な対応方針を定め、管理者が利用者に説明する。
- ・苦情記録は台帳に保管し再発防止に役立てる。

(3) その他の苦情受付機関

- ・愛知県国民健康保険団体連合会（名古屋市東区泉1丁目6-5）
TEL：052-971-4165 平日9:00～17:00
- ・一宮市福祉部介護保険課（一宮市本町2丁目5番6号）
TEL：0586-85-7017 平日8:30～17:15
- ・稲沢市高齢介護課（稲沢市稲府町1）
TEL：0587-32-1286
- ・岐阜県羽島市健康福祉部高齢福祉課（羽島市竹鼻町55）
TEL：058-392-9932

10. 緊急時等における対応方法

訪問看護師等は、訪問看護の実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行います。

11. ハラスメント対応

- (1) 事業所は、訪問看護師等が安心して従事できる環境でなければ、利用者に対して信頼されるサービスが提供できないと考えます。そのため、「職場におけるハラスメントの防止に関する規定」を策定し、事業所内および利用者等からのハラスメントに対して必要な措置を講じます。
- (2) 利用者及びそのご家族により以下のハラスメント行為がなされた場合は、契約書第9条第一項の規定により契約を解除するなど厳正に対処します。
 - (1) 身体的暴力（物を投げる、蹴る、叩く、ひっかくなど）
 - (2) 精神的暴力（怒鳴る、刃物を向ける、威圧的な態度で文句を言い続ける、落ち度が無いのに謝罪を要求する、威嚇する、誹謗するなど）
 - (3) セクハラ（抱きしめる、体を触る、卑猥な言動をするなど）
 - (4) 上記に類する一切の行為

12. 虐待の防止等

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待を防止するための指針を整備します。
- (3) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利 擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(5) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者 小川絵麻

1 3. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

また、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。

1 4. 身体拘束について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保管します。

1 5. 個人情報の取り扱いについて

業務上取り扱う個人情報については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省）に則り、利用目的を定め適切に取り扱います。第三者に個人情報を提供する場合は、利用目的により行いますが、事業者の行うべき義務と明記されているもの（以下の各号）、行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているものについては、本人の同意なく第三者に情報提供します。

また、法令に基づいた場合で警察・消防・裁判所等の司法関係機関からの問い合わせには、相手を確認のうえ情報提供する場合があります。なお、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等との連携上、ご利用者及びそのご家族等に関する情報を提供する場合には、事前に文書により同意を得ることとします。

- ① 地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等との連携
- ② サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
- ③ ご利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ ご利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

個人情報利用目的

◆事業所内における利用

- ▽適切な医療・介護サービスの提供
- ▽医療費・介護給付費の請求事務
- ▽管理運営業務のうち、入退所等の管理、会計・経理、医療・介護事故等の報告、医療介護サービスの向上にかかわる業務、業務改善・サービス維持のための基礎資料
- ▽サービスの質の向上を目的とした施設内研修
- ▽学生等の実習への協力
- ▽広報誌・アンケート等の送付

◆当事業所の事業主体である医療法人泰玄会内部での情報共有

- ▽泰玄会病院、泰玄会西病院、泰玄会老人保健施設、介護老人保健施設みなみ、葵町クリニック、泰玄会訪問看護ステーション、介護相談センター泰玄会、介護相談センターみなみとの連携
- ▽医療法人泰玄会の施設案内等の送付

◆他の事業所等への情報提供等

- ▽当事業所が利用者に提供する医療・介護サービスのうち、他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等（サービス担当者会議等）との連携
- ▽審査支払機関への報酬明細書等の提出、審査支払機関又は保険者からの照会の回答
- ▽他の医療機関、サービス事業所等からの照会への回答
- ▽利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ▽家族等への心身の状況等説明、薬剤に関する情報提供等
- ▽施設管理業務等委託業者への情報提供
- ▽賠償責任保険などに係る医療専門の団体、保険会社等への相談・届出
- ▽外部監査機関への情報提供
- ▽業務に係る警察署への駐車許可申請

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【説明者】 訪問看護ステーションみなみ

氏名 _____

1. 私どもは、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供及び利用料金の内容について同意します。
2. 私どもは、一宮市、保健所など必要な機関に対して私どもに関する情報を提供することに同意します。
3. 私どもは、24時間連絡体制により、緊急時の場合等の電話による相談又は訪問看護を利用するため24時間対応体制加算算定することに
 同意します 同意しません
4. 私どもは、病気の状態から（ _____ ）の管理・相談が必要なため、特別管理加算を算定することに
 同意します 同意しません

【利用者】住所 _____

氏名 _____

私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。

【署名代行者】住所 _____

氏名 _____

署名代行の理由

- 身体に障害があり署名不可能なため
- 認知症等 理解力に障害があり署名不可能なため
- その他

【利用者家族代表】住所 _____

氏名 _____

当事業所は、この重要事項説明書に定める各種サービスを行います。

住所 愛知県一宮市上祖父江字小稲葉1番地
施設名 医療法人泰玄会 訪問看護ステーションみなみ
理事長 宇佐美 覚
電話番号 (0586) 67-3736
FAX (0586) 67-3738

重要事項説明書（介護保険）

1. 事業所概要

事業所の名称	医療法人泰玄会 訪問看護ステーションみなみ
事業所の所在地	一宮市上祖父江字小稲葉1番地
電話番号	0586-67-3736
ファックス番号	0586-67-3738
介護保険指定番号	2362290724

2. 運営方針

- (1) 指定訪問看護の提供にあたり、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定介護予防訪問看護の提供にあたり、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- (3) 事業の運営にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) 事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

3. 事業所の職員体制

- (1) 管理者 1名（看護師と兼務）
- (2) 看護職員等
保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上（常勤換算）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（12月31日～1月3日を除く）
営業時間	8:30～17:00 ※ 電話等により24時間対応

5. 通常の事業の実施地域

実施地域	一宮市上祖父江、西中野、東加賀野井、明地、蓮池、玉野、稲沢市祖父江町祖父江、祖父江町山崎の区域とします。 ※ 上記以外の地域でもご遠慮なく相談ください
------	--

6. サービス内容

- (1) 病状等の観察
- (2) 日常生活の看護（身体の清拭・洗髪等による清潔の保持）
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理（膀胱留置カテーテルなどの管理）
- (10) その他医師の指示による医療処置

7. 利用料金の支払い方法

利用料金は月ごとの精算とし、月初めの訪問の際に前月分の請求書をお渡します。お支払いは、毎月 27 日（金融機関が休みの場合は翌営業日）にご指定の口座から「引き落とし」させていただくか、サービス利用の際に現金でお支払い下さい。

8. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの中止をする場合は、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。
連絡先 0586-67-3736
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、できるだけサービスを利用する日の前々日までにご連絡下さい。前日、当日のキャンセルは、次のキャンセル料金を申し受けることとなりますので、ご了承下さい。
- (3) 利用者の容態の急変など、緊急時やむを得ない事情のある場合には、キャンセル料はかかりません。

キャンセル料	
サービス利用時の前日まで	利用者負担金の 50%
サービス利用日	利用者負担金の 100%

9. 苦情の受付及び解決するための処理体制・手順

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口 管理者 小川絵麻
受付時間 営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時
電話番号 0586-67-3736
FAX 番号 0586-67-3738

(2) 苦情を解決するための処理体制及び手順

- ・管理者は速やかに苦情内容の事実確認を行う。
- ・具体的な対応方針を定め、管理者が利用者に説明する。
- ・苦情記録は台帳に保管し再発防止に役立てる。

(3) その他の苦情受付機関

- ・愛知県国民健康保険団体連合会（名古屋市東区泉1丁目6-5）
TEL：052-971-4165 平日9:00～17:00
- ・一宮市福祉部介護保険課（一宮市本町2丁目5番6号）
TEL：0586-85-7017 平日8:30～17:15
- ・稲沢市高齢介護課（稲沢市稲府町1）
TEL：0587-32-1286
- ・岐阜県羽島市健康福祉部高齢福祉課（羽島市竹鼻町55）
TEL：058-392-9932

10. 緊急時等における対応方法

訪問看護師等は、訪問看護の実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行います。

11. ハラスメント対応

- (1) 事業所は、訪問看護師等が安心して従事できる環境でなければ、利用者に対して信頼されるサービスが提供できないと考えます。そのため、「職場におけるハラスメントの防止に関する規定」を策定し、事業所内および利用者等からのハラスメントに対して必要な措置を講じます。
- (2) 利用者及びそのご家族により以下のハラスメント行為がなされた場合は、契約書第11条第一項の規定により契約を解除するなど厳正に対処します。
 - (1) 身体的暴力（物を投げる、蹴る、叩く、ひっかくなど）
 - (2) 精神的暴力（怒鳴る、刃物を向ける、威圧的な態度で文句を言い続ける、落ち度が無いのに謝罪を要求する、威嚇する、誹謗するなど）
 - (3) セクハラ（抱きしめる、体を触る、卑猥な言動をするなど）
 - (4) 上記に類する一切の行為

12. 虐待の防止等

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待を防止するための指針を整備します。

- (3) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利 擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (5) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者 小川絵麻

1 3. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じます。

また、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。

1 4. 身体拘束について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保管します。

1 5. 個人情報の取り扱いについて

業務上取り扱う個人情報については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省）に則り、利用目的を定め適切に取り扱います。第三者に個人情報を提供する場合は、利用目的により行いますが、介護事業者の行うべき義務と明記されているもの（以下の各号）、行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているものについては、本人の同意なく第三者に情報提供します。

また、法令に基づいた場合で警察・消防・裁判所等の司法関係機関からの問い合わせには、相手を確認のうえ情報提供する場合があります。なお、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等との連携上、ご利用者及びそのご家族等に関する情報を提供する場合には、事前に文書により同意を得ることとします。

- ① 地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等との連携
- ② サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
- ③ ご利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ ご利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

個人情報利用目的

◆事業所内における利用

- ▽適切な医療・介護サービスの提供
- ▽医療費・介護給付費の請求事務
- ▽管理運営業務のうち、入退所等の管理、会計・経理、医療・介護事故等の報告、医療介護サービスの向上にかかわる業務、業務改善・サービス維持のための基礎資料
- ▽サービスの質の向上を目的とした施設内研修
- ▽学生等の実習への協力
- ▽広報誌・アンケート等の送付

◆当事業所の事業主体である医療法人泰玄会内部での情報共有

- ▽泰玄会病院、泰玄会西病院、泰玄会老人保健施設、介護老人保健施設みなみ、葵町クリニック、泰玄会訪問看護ステーション、介護相談センター泰玄会、介護相談センターみなみとの連携
- ▽医療法人泰玄会の施設案内等の送付

◆他の事業所等への情報提供等

- ▽当事業所が利用者に提供する医療・介護サービスのうち、他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等（サービス担当者会議等）との連携
- ▽審査支払機関への報酬明細書等の提出、審査支払機関又は保険者からの照会の回答
- ▽他の医療機関、サービス事業所等からの照会への回答
- ▽利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ▽家族等への心身の状況等説明、薬剤に関する情報提供等
- ▽施設管理業務等委託業者への情報提供
- ▽賠償責任保険などに係る医療専門の団体、保険会社等への相談・届出
- ▽外部監査機関への情報提供
- ▽業務に係る警察署への駐車許可申請

令和 年 月 日

(介護予防)訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【説明者】訪問看護ステーションみなみ

氏名 _____

1. 私どもは、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、(介護予防)訪問看護サービスの提供及び利用料金の内容について同意します。
2. 私どもは、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等必要な機関に対して、私どもに関する情報を提供することに同意します。
3. 私どもは、理学療法士等セラピストの訪問は、看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに実施する訪問であることに同意します。
4. 私どもは、24時間連絡体制により、緊急時の場合等の電話による相談又は(介護予防)訪問看護サービスを利用するため緊急時訪問看護加算もしくは緊急時介護予防訪問看護加算を算定することに 同意します 同意しません

【利用者】住所 _____

氏名 _____

私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。

【署名代行者】住所 _____

氏名 _____

署名代行の理由

- 身体に障害があり署名不可能なため
- 認知症等理解力に障害があり署名不可能なため
- その他

【利用者家族代表】住所 _____

氏名 _____

当事業所は、この重要事項説明書に定める各種サービスを行います。

住所 愛知県一宮市上祖父江字小稲葉1番地
施設名 医療法人泰玄会 訪問看護ステーションみなみ
理事長 宇佐美 覚
電話番号 (0586) 67-3736
FAX (0586) 67-3738

医療保険／料金表

項 目				単 価			
訪問看護基本療養費Ⅰ (30分～1時間30分の訪問/日)	看護師	週3日まで		5,550			
		週4日以降		6,550	別紙1) 2)		
	准看護師	週3日まで		5,050			
		週4日以降		6,050	別紙1) 2)		
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士			5,550				
訪問看護基本療養費Ⅱ (同日に同一建物の居住者を訪問)	看護師	同一建物内2人	週3日まで	5,550			
		〃 3人以上	週4日以降	6,550	別紙1) 2)		
			週3日まで	2,780			
	准看護師	同一建物内2人	週4日以降	3,280	別紙1) 2)		
			週3日まで	5,050			
		〃 3人以上	週4日以降	6,050	別紙1) 2)		
週3日まで	2,530						
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	同一建物内2人	週4日以降	3,030	別紙1) 2)			
	〃 3人以上		5,550				
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊時に訪問)	別紙1)の利用者は入院中2回まで			8,500			
	上記以外は入院中1回まで						
訪問看護基本療養費Ⅰ又はⅡの加算	緊急訪問看護加算	在宅支援診療所または在宅支援病院の主治医の指示による訪問		イ：月14日目まで	2,650		
				ロ：月15日以降	2,000		
	難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等(別紙1)または特別訪問看護指示書の交付を受けて必要に応じて1日に2回または3回以上訪問した場合	1日2回	同一建物内1～2人	4,500	別紙1) 2)	
				〃 3人以上	4,000		
			1日3回以上	同一建物内1～2人	8,000		
				〃 3人以上	7,200		
	長時間訪問看護加算	特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている・特別管理加算に該当		週1回/90分以上の場合		5,200	
		特別管理加算に該当及び準・超重症児		15歳未満 週3回		5,200	
	乳幼児加算		6歳未満	1日につき	1,300	別紙1)①・②と超重症児又は準超重症児	
					1,800		
	複数名訪問看護加算 (1人以上の看護職員と同行) ※ 看護師等 =保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 ※ その他職員 =看護師等又は看護補助者	イ：看護師等と訪問	週1回	同一建物内1～2人	4,500	別紙3)①、②、③、④	
				〃 3人以上	4,000		
		ロ：准看護師と訪問	週1回	同一建物内1～2人	3,800		
〃 3人以上				3,400			
ハ：その他職員と訪問		週3回	同一建物内1～2人	3,000			
			〃 3人以上	2,700			
ニ：その他職員と訪問 ・厚生労働大臣が定めた疾病等(別紙1①、②) ・特別看護指示書期間		1日1回	同一建物内1～2人	3,000			
			〃 3人以上	2,700			
	1日2回			6,000			
1日3回	同一建物内1～2人	5,400					
	〃 3人以上	10,000					
1日3回	〃 3人以上	9,000					
夜間・早朝訪問加算	6時～8時・18時～22時	1日1回	2,100				
深夜訪問加算	22時～6時	1日1回	4,200				
訪問看護管理療養費 (安全な提供体制の整備と計画的で継続的な管理) (1日につき)	月の初日訪問	イ:機能強化型訪問看護管理療養費 1		13,230	非該当		
		ロ: 〃 2		10,030	非該当		
		ハ: 〃 3		8,700	非該当		
		ニ: イ～ハ以外の場合		7,670			
	月の2日目以降	イ:訪問看護管理療養費 1		3,000	別紙4)		
		ロ: 〃 2		2,500	別紙4)		

管理療養費の加算	24時間対応体制加算	イ：利用者や家族からの相談に24時間対応する体制をとっている（毎月1回）	6,800		
		ロ：イ以外の場合	6,520		
	特別管理加算	医療依存度が高い利用者に対する特別な管理	別紙1) ②-1の状態	5,000	
			別紙1) ②-2から5の状態	2,500	
	退院時共同指導加算	入院・入所中に主治医と連携し療養上の指導を行う		8,000	別紙1)の場合2回
	特別管理指導加算	特別管理加算に該当する場合		2,000	別紙1)-②
	退院支援指導加算	看護師が退院日に療養上必要な指導を行う（月1回）		6,000	
		長時間にわたり療養上必要な指導を行を行う（月1回）		8,400	
	在宅患者連携指導加算	医療機関と情報を共有して指導を行う（月1回）		3,000	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	急変時に伴い、医療機関等と共同でカンファレンスを行い指導（月2回）		2,000		
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等に関して、事業者の介護職員に対し必要な支援を行う（月1回）		2,500		
訪問看護情報提供療養費	市町村等からの求めに応じて保険医療機関等に情報を提供した場合（月1回）		1,500		
訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅にて永眠		25,000		
訪問看護ターミナルケア療養費2	特別養護老人ホーム等にて永眠		10,000		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	医療関係職種について、賃上改善を実施している場合、新たな評価（月1回）		780		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）	イ：上記に加え、賃金改善を強化必要がある場合（月1回）		10		
	ロ：	〃	20		
	ハ：	〃	30		
	ニ：	〃	40		
	ホ：	〃	50		
	ヘ：	〃	60		
	ト：	〃	70		
	チ：	〃	80		
	リ：	〃	90		
	ヌ：	〃	100		
	ル：	〃	150		
	ヲ：	〃	200		
	ワ：	〃	250		
	カ：	〃	300		
	ヨ：	〃	350		
	タ：	〃	400		
レ：	〃	450			
ソ：	〃	500			
専門性の高い看護師が他の訪問看護事業所と共同して行う訪問看護（月1回）	専門性の高い看護師：緩和ケアまたは褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに関する専門の研修を受けた看護師		12,850		
専門管理加算 専門の研修を受けた看護師が専門的な管理を実施する場合（月1回）			2,500		
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合（月1回）		50		

※ 自己負担は、上記料金の1～3割のご負担となります。

※ 公費制度・医療費助成制度等が適用されますので、対象の方は受給者証をご提示ください。

保険対象外の自費ご利用料金

長時間対応料金（30分）	3,300	90分を越えた場合
保険適用外訪問（30分）	3,300	別紙5)
ご遺体のケア	11,000	(税込) ※課税対象

(令和6年6月1日現在)

《 医療保険料金表内の別紙参照について 》

1) 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者（基準公告第2の1に規定する疾病等の利用者）

① 特掲診療科の施設基準等・別表第七に掲げる疾病等の者（別表第七）

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1 末期の悪性腫瘍 | 10 多系統萎縮症 |
| 2 多発性硬化症 | ・ 線条体黒質変性症 |
| 3 重症筋無力症 | ・ オリーブ橋小脳萎縮症 |
| 4 スモン | ・ シャイ・ドレーガー症候群 |
| 5 筋萎縮性側索硬化症 | 11 プリオン病 |
| 6 脊髄小脳変性症 | 12 亜急性硬化性全脳炎 |
| 7 ハンチントン病 | 13 ライソゾーム病 |
| 8 進行性筋ジストロフィー症 | 14 副腎白質ジストロフィー |
| 9 パーキンソン病関連疾患 | 15 脊髄性筋萎縮症 |
| ・ 進行性核上麻痺 | 16 球脊髄性筋萎縮症 |
| ・ 大脳皮質基底核変性症 | 17 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 |
| ・ パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類が | 18 後天性免疫不全症候群 |
| ステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度又 | 19 頸髄損傷 |
| はⅢ度の者に限る） | 20 人工呼吸器を使用している状態 |

② 特掲診療科の施設基準等・別表第八に掲げる者（別表第八）

- 1 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 以下のいずれかを受けている状態にある者。在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理
- 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を越える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

2) 主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合

3) 複数名訪問看護加算

- ① 特掲診療科の施設基準等・別表第七に掲げる疾病等の者（別表第七）別紙1）①
- ② 特掲診療科の施設基準等・別表第八に掲げる者（別表第八）別紙1）②
- ③ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる者
- ⑤ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者（その他職員と同時に指定訪問看護を行う場合）
- ⑥ その他利用者の状況等から判断して、①から⑤のいずれかに準ずると認められる者（その他職員と同時に指定訪問看護を行う場合）

4) 管理療養費（月の2回目以降の訪問）

イ：訪問看護管理療養費1

訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者（当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。以下同じ）であるものが占める割合が7割未満であって、該当する者であること。

・特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者及び特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。

*相当な実績とは、合計が月に4人以上いること

ロ：訪問看護管理療養費2

訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者であるものが占める割合が7割以上であること、又は該当割合が7割未満であって訪問看護療養費1のいずれかにも該当しないこと。

5) 保険適用外訪問

診療報酬上算定不可となる要望時の訪問看護

介護保険／料金表

サービス内容			単 位 数		1単位10.42円	
			予防給付	介護給付		
基本サービス費	看護師	訪看Ⅰ1	回	303	314	20分未満
		訪看Ⅰ2	回	451	471	30分未満
		訪看Ⅰ3	回	794	823	30分以上60分未満
		訪看Ⅰ4	回	1,090	1,128	60分以上90分未満
	准看護師	※ 准看護師の訪問看護は、上記の90/100相当単位数				
	理学療法士等	訪看Ⅰ5	回	284	294	1回20分 週6回限度
※ 3回/日以上行った場合、予防50/100 介護90/100相当単位数						
※ 予防は、利用開始月から起算して12月を超えた場合 -5単位 (理学療法士等による訪問回数が看護職員の訪問回数を超えていない場合)						
夜間・早朝の訪問による加算		夜間：18～22時、早朝：6～8時… 基本サービス単位数に25%加算				
深夜の訪問による加算		深夜：22～6時 … 基本サービス単位数に50%加算				
複数名加算	Ⅰ 看護師等による対応	回	254	254	30分未満	
		回	402	402	30分以上	
	Ⅱ 看護補助者による対応	回	201	201	30分未満	
		回	317	317	30分以上	
理学療法士等による訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合		回	-8	-8	予防の12月超えは更に15単位減算	
長時間訪問看護加算		回	300	300	90分を越える場合	
サービス提供体制強化加算Ⅰ		回	6	6	限度額算定対象外	
看護体制強化加算Ⅰ		月	—	550	* 現在 算定なし	
〃 Ⅱ		月	100	200	* 現在 算定なし	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		月	600	600	限度額算定対象外	
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		月	574	574	限度額算定対象外	
特別管理加算Ⅰ		月	500	500	限度額算定対象外	
〃 Ⅱ		月	250	250	限度額算定対象外	
初回加算(Ⅰ)		月	350	350	退院した当日に看護師が初回訪問した場合	
初回加算(Ⅱ)		月	300	300		
退院時共同指導加算		回	600	600		
看護・介護職員連携強化加算		月	—	250		
専門管理加算		月	250	250	* 現在 算定なし	
口腔連携強化加算		月	50	50	* 現在 算定なし	
ターミナルケア加算		回	—	2,500	限度額算定対象外	
<p>〈 利用料負担額の計算方法 〉 実際の請求額とは小数点以下の処理から誤差が発生する場合があります</p> <p style="text-align: center;">地域加算(10.42円) × サービス総単位数 = サービス費用総額 ※ 1円未満切捨て</p> <p style="text-align: center;">サービス費用総額 - ((サービス費用総額 × 自己負担割合/100)) = 利用料自己負担額</p> <p style="text-align: center;">※ 負担割合は、自己負担割合証にてご確認ください</p>						

保険対象外の自費ご利用料金(税込)		
長時間対応料金	3,300円	90分を超えた場合 30分毎
ご遺体のケア	11,000円	

《 介護保険料金表内の別紙参照について 》

1) 緊急時訪問看護加算 (24時間の対応) … 介護保険支給限度額より除外

- ・ 緊急訪問時、基本利用料金は別途発生します。
- ・ 予防介護も対象です。

2) 特別管理加算 … 介護保険支給限度額より除外

- I : 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理
若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
 - II : ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ・ 人工肛門、又は人工膀胱を設置している状態
 - ・ 真皮を越える褥瘡の状態
 - ・ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
- * 医療保険との同一月内における算定不可

3) 初回加算

- ・ 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合
 - ・ 初回の訪問看護を行った月に算定
- * 退院時共同指導加算時は算定不可

4) 退院時共同指導加算

- ・ 入院中に医療機関に於いて、在宅の療養上必要な指導を行った場合
 - ・ 退院、又は退院後の初回訪問看護の際、1回限り算定
- * 特別な管理を要する場合は、2回算定
- * 初回加算算定時は算定不可

5) 長時間訪問看護加算

- ・ 特別管理加算対象者で、ケアプラン上で1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合に訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算

6) 看護・介護職員連携強化加算

- ・ 介護職員による痰吸引等に於いて、訪問介護事業所と連携・支援する場合

7) 早朝・夜間・深夜加算

- ・ 早朝：午前6時～午前8時 … 基本料金の25%加算
 - ・ 夜間：午後6時～午後10時 … 基本料金の25%加算
 - ・ 深夜：午後10時～午前6時 … 基本料金の50%加算
- * 上記時間帯の計画に基づいた訪問看護を行った場合に加算
- * 一月以内の2回目以降の緊急時訪問について、早朝・夜間・深夜の緊急訪問時に加算